

○厚生労働省告示第六十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十年厚生労働省告示第四百十号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。平成三十年三月二十日 厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。</p> <p>一 次に掲げる診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表に規定する手術を受ける患者</p> <p>イ K046-3 一時的創外固定骨折治療術</p> <p>ロ K060-2 肩甲関節周囲沈着石灰摘出術</p> <p>ハ K076-2 関節鏡下関節授動術</p>	<p>厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。</p> <p>一 次に掲げる診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表に規定する処置、手術又は放射線治療を受ける患者</p> <p>イ J007-2 硬膜外自家血注入</p> <p>ロ J118-4 歩行運動処置(ロボットの)</p> <p>ハ K059 骨移植術(軟骨移植術を含む)</p> <p>イ 同種骨移植(非生体)</p>

ニ	ホ	ハ	ヘ	チ	リ	ル	ワ	カ	ヨ
K082-4 自家肋骨軟骨関節全置換術	K133-2 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)	K142-5 内視鏡下椎弓形成術	K188-2 硬膜外腔癒着剥離術	K268 緑内障手術	K320-2 人工中耳植込術	K400 喉頭形成手術	K474-3 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(二連につき)	K520 食道縫合術(穿孔、損傷)	K524-3 腹腔鏡下食道頸室切除術
				6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	3 甲状軟骨固定器具を用いたもの	2 MRIによるもの	2 MRIによるもの	2 硬性内視鏡下食道異物摘出術	

ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ル	ワ	カ	ラ
K080-6 関節鏡下股関節唇形成術	K171-2 内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術	K461-2 内視鏡下甲状腺部分切除	K462-2 内視鏡下パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	K464-2 内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術	K508-3 気管支熱形成術	K514 肺悪性腫瘍手術	K526-4 内視鏡的食道悪性腫瘍切除を伴うもの	K528-3 胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	K560-2 オープン型スタントグラフト挿入術
					10 壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)				

タ	K529-3	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術
レ	K554-2	胸腔鏡下弁形成術
ソ	K555-3	胸腔鏡下弁置換術
ツ	K559-3	経皮的僧帽弁クリップ術
ネ	K561	ステントグラフト内挿術
ナ	K594-2	1 血管損傷の場合 肺静脈隔離術
ラ	K597	ベースメーカ移植術
ム	K602-2	経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)(1日につき)
ウ	K612	末梢動静脈瘻造設術
キ	K647-3	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術
ノ	K664-3	薬剤投与用胃瘻造設術
オ	K665	胃瘻閉鎖術 2 内視鏡によるもの
ク	K668-2	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
ヤ	K684-2	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術
マ	K689-2	経皮経肝バルーン拡張術
ケ	K700-3	腹腔鏡下膝腫瘍摘出術
フ	K730	小腸瘻閉鎖術 3 内視鏡によるもの
コ	K731	結腸瘻閉鎖術 3 内視鏡によるもの
エ	K735-5	腸管延長術
テ	K741-2	直腸癌手術
ア	K743	痔核手術(脱肛を含む)
サ	K777	腎(腎盂)腸瘻閉鎖術
キ	K792	尿管腸瘻閉鎖術 1 内視鏡によるもの

ヨ	K603-2	小児補助人工心臓(1日につき)
タ	K605-5	骨格筋由来細胞シート
レ	K674-2	腹腔鏡下総胆管拡張症手術
ソ	K677	胆管悪性腫瘍手術 1 膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの
ツ	K695-2	腹腔鏡下肝切除術(1部分切除及び2 外側区域切除を除く)
ネ	K703-2	腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術
ナ	K715-2	腹腔鏡下腸重積症整復術
ラ	K726-2	腹腔鏡下人工肛門造設術
ム	K773-5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
ウ	K865-2	腹腔鏡下仙骨脛固定術
キ	M001-4	粒子線治療(1連につき)

ユ	K805-2	膀胱皮膚瘻造設術
メ	K805-3	導尿路造設術
ミ	K808	膀胱腸瘻閉鎖術 1 内視鏡によるもの
シ	K834-3	顕微鏡下精索静脈瘤手術
エ	K841-5	経尿道的前立腺核出術
ヒ	K858	膀胱瘻閉鎖術 1 内視鏡によるもの
モ	K909	1 流産手術 1 妊娠11週までの場合 イ 手動真空吸引法によるもの
セ	K924-2	自己クリオプレシビテート作製術(用手法)

別表一を削り、別表二を次のように改める。

別表一  
別表一の薬剤の欄に掲げる薬剤(当該薬剤ごとに同表の番号の欄に掲げる番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号の欄に掲げる番号をいう。)に係るものに限る。)を投与される患者

別表二  
別表二の手術等の欄に掲げる手術等(当該手術等ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20の診断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。)に係るものに限る。)が入院日から五日以内に実施される患者

薬剤	番号
トラスツブゾ(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)以下「医薬品医療機器等法」という。)において記載された効能又は効果又は用法又は用量(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(以下「旧薬事法」という。)第14条第1項(旧薬事法第19条の2第5項において適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により承認されたものに限る。)	3281及3282
ニボルマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成26年7月4日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。))	1805、2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581、2584及び2682から2685まで

2	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成28年2月29日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、 2547、 2548、 2560、 2561、 2571、 2574、 2581、 2584及び 2682から2685まで
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2547、 2548、 2560、 2561、 2571、 2574、 2581及び2584
3	ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、 2547、 2548、 2560、 2561、 2571、 2574、 2581、 2584及び 2682から2685まで
	ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年11月30日及び同年12月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3540、 3541、 3545、 3548、 3551、 3552、 3556、 3560、 3561、 3564、 3567、 3568、 3845及び3848
4	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1747から1752まで
	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1747から1752まで
5	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2916から2920まで、 2922から2924まで及び 2927
6	エルトロンボパグ オラミン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものうち、同日において現に存する他の治療方法では十分な効果が期待できない場合に限る。）に係るものに限る。）	3913及び3915
7	リユープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1747
8	パクリタキセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2549、 2550、 2562及び 2575
9	フルベストラント（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで、 3275から3277まで、 3284、 3285及び3288

10	バルボシクリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで、 3275から3277まで、 3284、 3285及び3288
11	グレカブレビル水合物／ピプレントスビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2913から2915まで
12	アミノレプリン酸塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3557、 3558、 3560、 3562及び3563
13	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（点滴静注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3175、 3176及び3182
	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（皮下注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3175及び3176
14	ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3877、 3885及び3886
15	アベルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2682から2685まで、 3219、 3221及び3223
16	バズロトクスマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3004及び3005